

年号制の成立と古代天皇制

メタデータ	言語: jpn 出版者: 駿台史学会 公開日: 2018-07-31 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 河内, 春人 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/10291/19451

年号制の成立と古代天皇制

河内 春人

要旨 8世紀初頭における大宝年号設定によって、日本において年号制は確立した。ただし、7世紀に大化・白雉・朱鳥の年号が定められたという『日本書紀』の記録もある。そこで、断続的に定められたとされる7世紀年号から恒久的に継続する年号制にいかに関回したのか、それは王権支配といかに関わるのか、という論点が浮上する。それを天皇の時間的支配という視角から分析するものである。

日本に先行して年号制を成立させた中国では、当初称元制において一元定数年として名づけた仕組みであった。朝鮮三国は、一世一元の可能性のある高句麗、年号制を確認できない百濟、王の在位途中において年号を定める新羅というあり方が看取され、年号制に対する姿勢は様々であった。日本では8世紀年号が祥瑞を契機に改元する祥瑞年号であるが、7世紀年号の白雉・朱鳥は祥瑞の位置づけが異なり、史料の通り定められた年号と見なして問題ない。ただし大化は祥瑞年号ではなく、白雉改元の際の追号の可能性が高い。追号ではない白雉・朱鳥は口誦を前提とした年号であり、当該期の木簡が干支年によって表記することと矛盾しない。それは政権・天皇が衰弱した際に活性化させる狙いで定められ、祥瑞を重視した孝徳・天武特有の施策であった。

これとは別に7世紀後半には、称元制において治世の途中で元年を更新することを孝徳・斉明・天智・天武が一貫して行なっている。元年を再設定することは王権による時間的支配への着手が称元制を通じて為されたと見なすことができる。かかる称元制による改元において元に名づけを行なったのが律令制において成立した年号制である。年号制の成立と軌を一にして君主号が治天下天皇から御宇天皇へと変化するが、それは空間的支配から時間・空間両方を支配する神に齊しい地位への昇華を意味したのであり、ここに古代天皇制は一定の確立を見たのである。

キーワード：年号、改元、称元制、御宇

はじめに

古代における支配イデオロギーは様々なかたちで具象化される。そのひとつとして年号がある。年号は時間という不可視の概念に区切りをつけて名づけることによって知覚可能にする手

段のひとつである。時間を概念化する方法は世界史的に見ると多様であるが、年号は君主制と特に密接に結びつくものとして東アジアに特有の制度である。⁽¹⁾

日本において年号が制度として定着したのは8世紀初頭であるが、その前段階である7世紀における年号の使用状況については問題が多い。そもそも日本は東アジアの中でも年号の使用がもっとも遅れている。一方で、どのような国内的状況のもとに年号制が確立したかという課題についても定見を得ていない。また、日本が年号を活用し始めた7・8世紀においては祥瑞をそのまま年号とする祥瑞年号が圧倒的に多く、中国や朝鮮諸国におけるそれとは異なる独特の表象化が図られている。かかる差異をもたらすことになった日本古代の状況について改めて追究する必要がある。

小稿では、7世紀から8世紀初頭において年号が立ち現れる状況について考察し、日本古代における支配イデオロギーとしていかにして年号制が具現化するのかという問題について論じることとする。それは古代天皇制における時間的支配の問題とも密接に関わる論点であると考えている。

I 東アジアの年号制

年号制は東アジア的な時間認識のシステムとして前近代において広汎に機能していた。本節では各国の時間把握の方法と年号の初源がいかなるものであったかという点について見渡してみることにする。

1 中国の年号制

中国では前漢前期まで君主の即位年から起算し、在位の年数で年を表す称元紀年が一般的であった。時間の区切りは君主の在位と分かちがたいものであり、支配者の統治を被支配者に時間的に自覚させるものとして有効性を持っていた。ただし、一方で称元制は断代的であるという特徴を有することになり、君主の前後関係の不明瞭性が問題となる。この問題に正面から取り組んだのが始皇帝である。

①『史記』卷六秦始皇本紀

制曰。朕聞太古有號母諡，中古有號，死而以行為諡。如此，則子議父，臣議君也，甚無謂，朕弗取焉。自今已來，除諡法。朕爲始皇帝，後世以計數，二世三世至于萬世，傳之無窮。皇帝支配を成立させた秦では、上のように諡号を廃して皇帝をも数値化することを試みている。これと称元制を組み合わせることによって、称元制における断代性は緩和されたといえる。だが、秦の滅亡によりかかるシステムは永く続かず、漢初は称元紀年に戻る事となる。

こうした称元紀年に変化が表れるのが前漢文帝の時である。文帝の在位はそれまでと同様に称元紀年であったが、その十七年を後元年としており、在位の途中で紀年を元年に戻すという興味深い行為を行なっている。その次の景帝も即位八年を中元年、中七年を後元年と二度にわ

たって称元紀年を改めている。いわば在位年をリセットして元年に戻しているのである。ここにおいて君主の在位年代と同義であるはずの紀年は変容する。在位年数＝紀年という称元紀年においては君主自らが時間を体現する存在であるものの、その区切りを恣意的に操作することはできなかった。文帝の称元紀年のリセットはそうした制約から解放されたことを意味する。

その後、治世下において元年にリセットする行為は武帝の代において制度化する。六年ごとに元年に戻る一元六年制と称すべきものである。⁽²⁾一代にいくつもの元が生じるため、それぞれの元を一元、二元とよんで区別した。こうした、武帝期における一元六年制が前提となって年号が出現することになる。

ただし、当初より元ごとに名称が付されたわけではない。五元の三年（前114年）に一括して年号を付与している。

②『史記』卷二十八封禪書

有司言元宜以天瑞命，不宜以一二數。一元曰建，二元以長星日光，三元以郊得一角獸曰狩云。

元を数値化するよりも天命の顕現化によって表すべきという有司の奏請を受けて、武帝は当年を元鼎三年とし、さらに治世の当初からの元に追号したのである。⁽³⁾ここにおいて史上初めて年号が定められた。その追号年号にはすべて「元」字がついており称元制の名残を見ることができ、奏請における「天の瑞命」とは祥瑞のことであり、年号は本来的に祥瑞と結びついていたことが看取できる。

かくして武帝において年号が創出され、皇帝による時間的支配は一定の完成を見る。大井剛氏は中国における年号の制定について「称元・改元に立号がともなったもの」と評されており、⁽⁴⁾従うべき定義であると考え、このように中国では前漢前期に皇帝がその在位期間に時間的な区切りをつけて名づけるという行為が確立する。武帝の最初の年号が追号ながら「建元」とされたことは、⁵元ヲ建テル、という時間的カテゴリーの構築が武帝より始まったことを明示するものである。皇帝が時間を区切り、なおかつそれに名づけを行なうことができるようになったということは、時間の枠組みと同一であった皇帝がそれよりも上位の存在へと変化したことを意味する。皇帝の時間的支配はより強力なものになったと理解することができるのであり、皇帝の時間的支配はここに確立した。

とはいえ、すぐに年号制が定着したわけではない。それは次の二つの事実から指摘できる。第一に、武帝は太初以後四年ごとに改元するようになる。その後も昭帝は六年一元、宣帝は四年一元、元帝は五年一元、成帝・哀帝が四年一元というように皇帝ごとに一元を特定の年数に定めてそれに年号を付しており、⁽⁵⁾一元定数年のシステムも依然として機能している。第二に、武帝末期に後元とあるように、年号が付されない時期もあった。皇帝が年号制定を自由に定められるというのではなく、一元定数年というサイクルに対して年号を付しており、皇帝権力が

時間を完全に支配下においているとはいいがたい面もある。ただし、皇帝が即位した時はそれに拘らず改元しており、皇帝の即位と年号のルーティンでは前者の方が優越していることも読み取れる。皇帝が恣意的に年号を建てることができるようになるのは後漢以後のことである。

前漢において最初の年号は建元とされた。カテゴライズされた時間である「元」を建てる主体者として皇帝が存在することが自覚化されたのであり、前漢を通じて称元紀年から年号制へと時間的支配が深化していったといえよう。そして、その後も王朝が交替するときに建元という年号はくり返し用いられる。特に前趙・東晋・前涼・前秦・南斉の成立に際して定められており、五胡から南北朝の分裂時代に多く見える傾向にある。建元は年号という王朝の時間的支配においてその始まりを意味するようになったのである。⁽⁶⁾

2 朝鮮の年号制

朝鮮諸国においても独自の年号を建てたことは、三国時代や後三国時代、高麗において確認される。⁽⁷⁾一方で統一新羅や朝鮮王朝時代には中国の正朔を奉じてその年号を用いた。ここでは朝鮮において独自の年号が制定された三国時代の状況について概観しておく。⁽⁸⁾

高句麗では、広開土王碑と徳興里古墳墓誌において永樂という年号が確認できるのであり、少なくとも4世紀末には年号を用いていたことが窺える。特に広開土王碑はその次の長寿王が父の顕彰をひとつの目的として立てており、その中で年記が干支年と永樂年号の併記である点は注目に値しよう。年号について広開土王が永樂以外の年号を用いた形跡は見取れず、一世一元であった可能性も考えられる。⁽⁹⁾その他、金石文から延寿・延嘉・建興・永康等の年号が推測されている。⁽¹⁰⁾ただし、いつ頃から年号が使用されるようになったかについては不明である。大井氏は当時の五胡分立によって年号が並存していたことの影響を指摘している。⁽¹¹⁾高句麗が中国に遣使しながらも五胡の王朝と時に対立しながら勢力を扶植したのは4世紀からである。独自の年号の始用は早くても4世紀前半ということになろう。

一方、百済では年号を使用した形跡は窺えない。唯一、忠清北道忠州郡出土金銅仏光背に「建興五年歳在丙申」とあるのを百済の年号の例とする見解もあるが、⁽¹²⁾これは高句麗の年号の可能性もあることが指摘されている。⁽¹³⁾濱田耕策氏は百済で中国年号・独自年号いずれも導入されることはなく、『周書』百済伝に「用宋元嘉曆，以建寅月爲歳首」とあることから百済では元嘉曆に基づいた干支紀年が用いられていたと述べている。⁽¹⁴⁾

ただし、百済では干支のみが年次表記として用いられていたわけではない。1995年に発見された百済昌王銘石造舍利龕には称元紀年による年次表記が確認できる。

③百済「昌王」銘石造舍利龕

百済昌王十三季太歳在丁亥妹兄公主供養舍利
昌王すなわち威徳王は在位が554～598年であるので、6世紀後半の段階で称元紀年が用いられ

ていたことが確実である。

新羅は史料がもっとも豊富で、一次資料と文献の双方からその痕跡を見ることができる。金石文としては真興王巡狩碑に「大昌元年歳次戊子」、磨雲嶺碑に「太昌元年歳次戊子」とある。一方、文献では『三国史記』によると6世紀から7世紀前半において新羅で独自に年号を用いていたことが記されている。その始まりは、『三国史記』法興王二十三年条によると「始稱年號，云建元元年」とあり、法興王の代に初めて年号を建てられた。その年号が「建元」であったことは、中国の影響であろう。この他にも『三国史記』には開国・大昌・鴻濟・建福・仁平・太和の六つの年号が定められたことが記されており、同様のことは『三国遺事』にも確認できる。

なお、新羅では真徳王の時に中国の年号を用いるようになり独自年号はなくなる。

④『三国史記』真徳王四年六月条

遣使大唐，告破百濟之衆。王織錦作五言太平頌。遣春秋子法敏，以獻唐皇帝。其辭曰。大唐開洪業，巍巍皇猷昌，止戈戎衣定，修文繼百王，統天崇雨施，理物體含章，深仁諧日月，撫運邁時康，幡旗何赫赫，鉦鼓何鏗鏘，外夷違命者，剪覆被天殃，淳風凝幽顯，遐邇競呈祥，四時和玉燭，七曜巡萬方，維嶽降宰輔，維帝任忠良，五三成一德，昭我唐家帝。高宗嘉焉。拜法敏爲大府卿以還。是歲，始行中国永徽年號。

これ以後、新羅は唐の正朔を奉じてその年号を使うようになるが、その背景には半島における三国の抗争がある。

新羅の年号は『三国史記』を中心に記録が残っているので、ある程度輪郭を捉えることが可能である。文献だけではなく金石文からも確認できるので単なる潤色と見なすべきでない。その特徴を挙げると、法興王以後唐の正朔を用いるまで真智王を除いて各王代で一度以上の改元がなされていることである。これを整理したのが第1表である。これを見ると、改元は即位と同時にされるものではなく、即位後ある程度の年数を経てからなされており、王の人格的支配が確立した段階で改元がなされたものと推定することができる。また、時代が下るほど即位と改元の間隔は狭まっており、ここに人格的支配から機構的支配への進展を看取することもできる。なお、真智王に年号がないのは在位わずか四年であり改元をする前に没したためであろう。

ところで高句麗の年号使用が一世一元であった可能性にふれたが、新羅では真興王が三度にわたってその治世下で改元しており、必ずしも一世一元ではなかった。なお、新王の王位継承から新たに改元するまでの期間の年号利用の有無についてはそれを明らかにし得る史料がなく、代替わりを跨いで年号が用いられていたかどうかは不明とせざるを得ない。

第1表 新羅の年号

称元	西暦	年号	備考
法興王23	536	建元	
真興王12	551	開国	
	29	568	大昌
	33	572	鴻濟
真智王			年号なし
真平王6	584	建福	
善徳王3	634	仁平	
真徳王元	647	太和	
	4	650	唐朔採用

新羅の独自年号の時代はイデオロギー的に見ても画期を見出すことができる。法興王以前の
新羅王は麻立干という称号であり、法興王の前王の智証麻立干の時に「新羅国王」の尊号が定
められ国号を新羅とした。⁽¹⁵⁾さらに智証麻立干から諡号の制が始まっている。⁽¹⁶⁾そうした前代の
支配イデオロギーの整備を承けて新羅で「王」号が定着するのが法興王代であると見なし得る。
この王の時には律令が整備されており、⁽¹⁷⁾年号もそれら王権支配の施策のひとつとして行なわ
れたと考えるべきであろう。

一方、独自年号の終焉については唐の年号を用いるようになったというのがその契機である
ことはいうまでもない。なお、真徳王までを聖骨と位置づけるのに対してその次の武烈王から
は真骨と区別されていることが目を惹く。

⑤『三国史記』真徳王八年三月条

國人謂、始祖赫居世至眞徳二十八王謂之聖骨、自武烈王至末王謂眞骨。唐令狐澄新羅記曰、
其國王族謂之第一骨、餘貴族第二骨。

こうした血統認識自体は当時の意識ではなく、聖骨は実在しなかったという武田幸男氏の指摘
に従う。⁽¹⁸⁾ただ、後代から見て真徳王と武烈王の間に画期があると考えられており、そのメルク
マルのひとつとして年号問題が絡んでいた可能性を指摘することができるだろう。

朝鮮三国における年号使用について整理すると、高句麗は4世紀から独自の年号を定めるよ
うになり、新羅は遅れて6世紀半ばの国政改革と連動して用いるようになった。これに対して
百済は年号を使用した形跡を見ることはできない。ところで朝鮮年号はいずれも吉祥句を年号
とするものであり、王の治世のあり様を期待するものであった。あるいは開国年号のように、
事実であるとすれば政治と関連した年号が定められたと推測できる。逆に前漢で年号制を導入
した際のような祥瑞年号は一切見られず、祥瑞年号は朝鮮では定着しなかったことが窺える。
中国の年号が祥瑞年号として始まり吉祥句年号へと進展すると捉えた場合、朝鮮では同時代的
な吉祥句年号の影響を強く受けているといえる。

また、年号の継続的な使用がされていたかという点について不明な部分が多い。百済に限ら
ず朝鮮半島における出土文字資料の多くが干支年を記すものであり、日常的に年号のみが用い
られていたとすべきではない。とはいえ、そうした中で広開土王碑や真興王巡狩碑のような
王権の勢力拡大とそれを顕彰するものに年号が用いられていることは、王権と年号が不可分の
関係であったことを示唆する。その意味では王権に関わる特定の政治的事象に対して年号を用
いるという限定的な使用と見なすのが穏当であろう。

II 7世紀年号の性質をめぐって

1 大化元号の存否問題

日本において年号が用いられるようになったのは7・8世紀であるが、その使用状況を見渡す

と祥瑞年号がきわめて多いことがその特徴である。ところがその最初の元号とされる大化についてはこれを祥瑞年号とすることはできない。しかし、大化が最初の年号であるならば、そこには日本の年号制の特質が含まれていると考えなければならない。すなわち大化年号は7世紀史にいかんにか位置づけられるかという課題が存することになる。ただし、その前に大化年号には後代からの追号と見る考えもあるため、そもそも7世紀に用いられたかどうかという問題から改めて問わねばならない。まずはその存否問題について考えることとする。

これまでの研究では、当初からの制定を認める肯定説、制定の事実はないとする否定説に分けることができる。また、否定説については『日本書紀』における創出とする造作説と、特定の時点において遡及的に定めたと見なす追号説に分類することができる。

まず肯定説は『日本書紀』の記述をそのまま認めるものであり、所功氏の見解⁽¹⁹⁾が代表的なものであろう。

これに対して否定説について造作説では、佐藤宗諄氏が7世紀における年号の非連続的使用状況、「大化」のみ祥瑞を伴わない代始年号であること、蘇我本宗氏誅戮は改元の契機たり得ないことなどから「大化」は8世紀の述作の可能性が高いと論じた。⁽²⁰⁾また、これより以前に藪田嘉一郎氏は「大化」を記す唯一の金石文である宇治橋断碑について碑文を延暦十六年頃の造作と見なした⁽²¹⁾ことも佐藤氏の論を補完するものであろう。

追号説は、7世紀における問題として捉える田中卓氏の見解⁽²²⁾と、8世紀（和銅年間）のこととする新川登亀男氏の研究⁽²³⁾がある。前者は、斉明即位前紀に「天萬豊日天皇。後五年十月崩」と記す点に着目して、孝徳朝では称元紀年の改元は行なわれたものの年号の制定には至っておらず、斉明～持統朝において追号されたと見なすものである。後者は、和銅を始まりとする年号制の歴史的投影として捉えようとする。

なお、大化について持統朝に定められた年号とする研究もある。所謂「持統大化」である。『愚管抄』『皇年代略記』等に持統の代の年号として大化が挙げられていることに基づいて、大化を孝徳朝ではなく持統朝の年号と見なすものである。伴信友は孝徳朝の年号の継続的使用と考えた。⁽²⁴⁾ただし、時期によっては白雉・朱鳥と重複することになるという大きな問題点を解決できていない。かかる「持統大化」について持統朝における利用を認めたくえで研究を転回させたのが原秀三郎氏である。⁽²⁵⁾それによると、大化は文武擁立に向けた改元であり書紀編纂時に藤原氏によって鎌足の事績として遡上されたとする。また、「大化」醴泉出現による祥瑞年号と位置づける。

上記のように「大化」の存否をめぐる様々な見解が出されているが、それぞれ課題を内包している。肯定説は『日本書紀』の記述をそのまま認めるため史料批判を経ていない。それゆえ肯定説を単純に支持することはできない。

一方、戦後の否定論の背景には大化改新否定論がある。改新を『日本書紀』編纂において作

り出されたものと見なすことによって、大化年号も『書紀』の創作と捉えるものである。原氏の持続大化説も同一線上に位置する。持続朝の大化年号を認めた上で、改新の創出において持続大化を孝徳朝まで遡らせた議論である。大化年号を全くのフィクションとするか、持続朝に実在したとするかという点に違いはあれど、「作られた大化改新」と年号を結びつける点において根底にある考えは同一である。

ただし、現在の研究状況は大化改新否定論がそのまま通用するものではない。⁽²⁶⁾改新詔を批判的に捉えながらも政治的な変革を認める新肯定論が主流となっている現状において、改新はフィクションだから年号もあり得ないという論旨は成り立ち得ない。すなわち、大化年号を『日本書紀』の造作と短絡するわけにはいかない。持続大化についても、中世以降の史料に限られるという難点がある。これらを勘案すると持続大化は中世における歴史認識として表れる問題であると把握するべきであり、当該期の事実を示すものではない。そもそも持続朝の建元があったとして、なぜそれを抹消して孝徳朝に掛けるのか、その必然性が問われる。

それでは追号説はどうか。田中氏の7世紀追号説では大化と白雉は一括で追号されたとする。ところが白雉が祥瑞年号であるのに対して大化は祥瑞との関連性が見出せない。⁽²⁷⁾一括であるならば同様の論理で追号が定められるべきであろう。すなわち、大化と白雉が異なる論理で定められたものであることを示唆しており、別々に措定された年号であると考えべきであろう。

これに対して新川氏の8世紀追号説は、大化・白雉・朱鳥をそれぞれ異なる論理で定めたものとしており、上記の批判は解消される。新川氏の所論は大宝・慶雲が「改元為某年」という改元の文体に対して、「改某年為某年」という文体が和銅年号に始まるものであり、大化年号制定記事が和銅と同型式の文体であることから和銅年間に述作されたものとする。文体論に及ぶ緻密な分析であり、『日本書紀』や『続日本紀』の編纂論に及ぶ問題でもある。ただし、いうまでもなく大化紀の記事は全体が律令制的な知識で潤色されており、制定記事も和銅期以降の執筆において文体が影響を受けた可能性がある。少なくとも文体の問題と大化年号の追号時期は区別されるべきであろう。また、和銅期に大化年号が創出されたとして、なぜそれが孝徳朝の出来事として設定されなければならなかったのかという疑問が残る。

大化年号を『日本書紀』から読み解こうとすると、必然的に律令国家の論理に引きずられることになる。それゆえ『日本書紀』以外からのアプローチも併せて試みる必要がある。それが宇治橋断碑の評価である。⁽²⁸⁾前述の藪田氏のようにその成立を8世紀後半に見る見解は文章の分析から説かれたものであるが、近年は碑の用尺が29.0～29.2cmで前期難波宮のそれに近いことから8世紀までは降らない可能性が指摘されている。⁽²⁹⁾

大化年号の一つの特徴は、祥瑞年号ではないことである。「大化」の出典・語義についての指摘として早いものに坂本太郎氏の「教化を布いて大いに天下を治せん」という理解があり、⁽³⁰⁾出

典として『尚書』大誥を想定する。⁽³¹⁾7世紀の習書木簡では漢籍が散見しており、そうした中において7世紀の段階で『尚書』が倭国に存在していたことは確実であろう。さらに新川氏は唐前半期の詔勅に「武から文へ」という文脈でたびたび現れることを指摘し、直接的な典拠として『帝範』の可能性を挙げる。いずれも徳治を強調する文言であることを確認でき、「大化」は吉祥句年号と位置づけられる。

これに対して8世紀には改元事由はいかなるものであれ、年号は祥瑞を具象化した名辞が用いられている。換言すれば、『日本書紀』における7世紀の年号が8世紀に潤色されたものであるとするならば、それは祥瑞年号となるはずである。ところが大化は徳治思想と関連するものであることを示すものの、明らかに祥瑞の具象的表記とは無関係である。それは律令制的な祥瑞年号とは異なる論理で定められたことを示唆する。このことは大化が8世紀的な知識による潤色ではないことを明瞭に示しており、大化年号否定論の根拠とされてきた大化非祥瑞年号説はむしろ肯定論として成り立ち得る。

これらを考慮に入れると7世紀末までの段階で大化年号は成立していた蓋然性が高いことになる。その時期を検討するためには、その他の7世紀年号のあり方をふまえる必要がある。

2 「白雉」と「朱鳥」

大化の後、孝徳朝に白雉、天武朝に朱鳥という年号が使用されたと『日本書紀』に記されている。古くは大化の後の年号の施行について継続的であったと考えられており、他にも白鳳・朱雀・持統大化・大長等の年号が想定されていた。それを批判したのが坂本太郎氏であり、史料批判を加えた上で7世紀における年号は白雉と朱鳥の二つであると論じた。⁽³²⁾その後、木簡の出土によって7世紀の年記の一端が明らかになる。こうした状況をうけて佐藤宗諄氏は大化・白雉・朱鳥は大化以後の追号であると論じた。⁽³³⁾これに対して新川氏はそれぞれ異なる論理で設定されたものであり、白雉が孝徳死後から天武朝前半、朱鳥が『書紀』通り686年とする。それゆえ白雉・朱鳥についても大化と同様に再検討の必要性がある。

大化が吉祥句であったのに対して、白雉・朱鳥はいずれも祥瑞の出現によって定められた祥瑞年号ということになる。年号が制度的に確立する8世紀に祥瑞年号が継続的に定められている。そうであるとすれば制度的確立以前でありながら祥瑞年号としての共通性を有する白雉・朱鳥をいかに位置づけるかということが課題となる。ひとまず問題点は二点となる。第一に、白雉・朱鳥を当時の年号と見なすか、あるいは追号と捉えるか。第二に、日本古代における祥瑞年号の意義をいかに位置づけるか。

まず白雉・朱鳥が定められた時期の問題であるが、結論からいえば7世紀の年号として考えてよいというのが本稿の立場である。前項において大化年号を7世紀のものとして認めてよいと考えたが、そうであればその後定められたとされる両年号も時期を引き下げる蓋然性は低

くなる。また、もし8世紀の追号であるとすればそれは律令国家の論理がそのまま適用されているということになる。

そこで第二の問題点をふまえて祥瑞年号の論理について整理しておく。7・8世紀の祥瑞年号についてまとめたのが第2表である。まず8世紀について注目すると、改元事由では概ね当時の政治的課題とリンクしている。政変との関連性を疑問視する見方もあるが、⁽³⁴⁾改元で人心を一新することによって大きな政策を実現しようとする補助的役割を年号は期待されていたと考える。次に改元の契機となる祥瑞は後に延喜治部省式に収載される祥瑞条との対応が一定程度認められる。⁽³⁵⁾特に8世紀において年号化された祥瑞で明らかになるものは全て大瑞である。神亀・宝亀改元の際には祥瑞条の規定にはない白亀であったが、治部省の勘検によって大瑞と判定されている。⁽³⁶⁾これに該当しない祥瑞は金・銅の産出、蚕の成字、護法ということになる。いずれも当該期の政治状況において意図的に作り出した、もしくは仏教との関係で強調した特殊な現象として位置づけられる。なお、祥瑞年号はその直截的な表現に特徴があるが、延暦以降は抽象的な吉祥句を用いるようになり、即物的な祥瑞年号ではなくなる傾向を示している。その直前の年号である天応も、祥瑞改元ではあるものの、祥瑞そのものを年号とするものではない。光仁朝末期から桓武朝にかけて祥瑞年号は急速に用いられなくなる。

上記に基づく8世紀の祥瑞年号の論理としては、第一に当該期の政治状況と結びついており、第二に大瑞が発生した時に改元している、といえる。このうち特に7世紀の年号との比較において重視したいのが後者である。白雉と朱鳥の祥瑞を治部省式祥瑞条と照らし合わせると、白雉は中瑞に該当する。朱鳥は規定にないが、赤雀と見なすことができれば上瑞ということ

第2表 7・8世紀の改元

天皇	年号	改元日時	改元事由	祥瑞	出典	大赦	延喜式
孝徳	白雉	650/2/15		白雉	書紀	○	白雉 中瑞
天武	朱鳥	686/7/20	天武不予	赤雉	扶桑略記		赤雀 上瑞
文武	大宝	701/3/21	律令施行	金	続日本紀		
	慶雲	704/5/10		慶雲	続日本紀	○	慶雲 大瑞
元明	和銅	708/1/11	平城遷都?	和銅	続日本紀	○	
元正	靈龜	715/9/2	即位	瑞龜	続日本紀	○	神亀 大瑞
	養老	717/11/17	美濃行幸	美泉	続日本紀	○	醴泉 大瑞
聖武	神亀	724/2/4	即位	神亀	続日本紀	○	神亀 大瑞
	天平	729/8/5	光明子立后	負凶龜	続日本紀	○	神亀 大瑞
	天平感宝	749/4/14	大仏礼拝	黄金	続日本紀	○	
孝謙	天平勝宝	749/7/2	即位	(黄金)	続日本紀		
	天平宝字	757/8/18	奈良麻呂の変	蚕兒成字	続日本紀		
称徳	天平神護	765/1/7	仲麻呂の乱		続日本紀		
	神護景雲	767/8/16	道鏡法王?	五色瑞雲	続日本紀	○	慶雲 大瑞
光仁	宝亀	770/10/1	即位	白亀	続日本紀	○	神亀 大瑞
	天応	781/1/1	辛酉年	美雲	続日本紀	○	慶雲 大瑞
桓武	延暦	782/8/19	即位後改元	豊稔	続日本紀		

とになる。これらは大瑞ではない。もし8世紀における追号であるとすれば、そこには改元の際の祥瑞は大瑞であるという当該期の通念が入り込むはずである。ところが白雉・朱鳥は8世紀の祥瑞判定の根拠となる祥瑞条では大瑞に該当しない。すなわち、7世紀の祥瑞年号の論理は8世紀のそれとは異なるところがあることを認めざるを得ないのである。

白雉・朱鳥が非8世紀的論理、すなわち7世紀に設定された年号とすると、次に両年号の史実性を問わなければならない。白雉の祥瑞については水口幹記氏が『日本書紀』の記事を詳細に検討し、進献儀式・改元をほぼ史実として認めてよいとする。⁽³⁷⁾一方、朱鳥について新川氏は直接的に該当する祥瑞は無く、天武六年以降に段階的に準備されてきたとする。特に朱鳥に注目すると、その年号は祥瑞出現を承けて定められたというよりも、当代において起こるべき祥瑞を年号として設定したと位置づけられる。白雉進献についても偶然発現した祥瑞ではなく、政治的に作り出されたものと考えべきであろう。

それでは白雉・朱鳥が起こるべき祥瑞として意識された思想的背景は何か。新川氏は朱鳥について隋や西周の符瑞に、白雉についても西周成王の時の白雉献上に言及しており、この指摘に則るべきであろう。特に孝徳～持統朝は西周を規範とする意識が高まった時期である。藤原京における『周禮』の影響は真っ先に想起できるであろう。⁽³⁸⁾他にも斉明・天武・持統朝における「肅慎」との接触を挙げることができる。特に斉明朝にアシハセに対して「肅慎」という既知の種族名をあえて用いたことが指摘されている。⁽³⁹⁾中国において肅慎の到来は聖代のみ起こることと認識されており、⁽⁴⁰⁾それを意識しながら斉明朝においてアシハセとの接触を肅慎来朝と読み替えたのである。このように祥瑞・『周禮』・肅慎から明らかなように、当代を西周に匹敵する聖代と位置づける共通の思想的背景が孝徳朝以降における王権の政治イデオロギーとして伏流し続けたといえる。

このように考えると、年号としての白雉・朱鳥はそれぞれ追号とするよりも、当代を荘厳化するための手段として採用されたと見なす方が理解しやすい。しかし、そのように考えた場合、なぜ断続的に用いられるに止まったのかという問題に逢着する。それは当時の一般的な年次記載とリンクする問題でもある。追号説の大きな論拠の一つに、7世紀後半について出土文字資料において年号が用いられた形跡が窺えないということがある。⁽⁴¹⁾確かに律令制定以前において干支による年次表記が一般的であり、それが7世紀年号の否定論につながっている。そのため白雉や朱鳥が年号として施行されたとしてもどの程度有効性を持っていたのかという点についてはきわめて強い留保がつかざるを得ない。

そこで注目したいのが、朱鳥の年号としてのあり様である。

⑥『日本書紀』朱鳥元年七月戊午条

改元曰朱鳥元年。飛鳥トビ仍名宮曰飛鳥淨御原宮。

割注によると「朱鳥」をアカミトリと呼ぶという。年号に和訓があるというのは、8世紀以後の

年号と特に異なる点といえる。『日本書紀』があえてそのような注をつけたということは、「朱鳥」という文字表記とは別にアカミトリという口誦に用途があったことになる。8世紀の年号は公文書に使用されるべきことが律令法において定められており、文字表記に傾斜した性格が強い。これに対して朱鳥は読み方が示されており、口誦に傾斜した性格であるといえる。

それでは朱鳥年号において文字表記と口誦の関係はいかに考えるべきか。文字と音声とが別々に成立し、結合したと見なすのは考えにくい。「朱鳥」にアカミトリという訓を付したか、その逆ということになる。そこで注目したいのが「朱雀」年号である。坂本太郎氏によって「朱鳥」と「朱雀」は別年号ではなく、同じ年号の異表記であることが指摘されている。⁽⁴²⁾それに則れば、「朱鳥」から「朱雀」という表記が派生したとするよりは、アカミトリという音声から「朱鳥」「朱雀」という表記がそれぞれ形成されたと考える方が整合的に理解できる。そして同様のことは「白雉」にも当てはまる。「白雉」の異表記として「白鳳」があるが、新川氏はその違いについて百済系と結合する孝徳グループと高句麗系と結合した鎌足家という政治勢力によって表記が微妙に異なっていた可能性を指摘する。これも口誦が前提としてあり、それがグループによる異表記につながったと考えられる。

7世紀の祥瑞年号は音声が行先した紀年法であった。そして、それは口誦であるという点において用いられる場が制約された。行政のための事務的な作業において利用されたというよりは、むしろ歌の詠唱のような場において使用されたと考えられる。

⑦『万葉集』巻第三

大津皇子，被死之時，磐余池陂，流涕御作歌一首
百傳 磐余池尔 鳴鴨乎 今日耳見哉 雲隱去牟
右，藤原宮朱鳥元年冬十月。

上は大津皇子が死の際に詠んだとされる歌であるが、年次が朱鳥年号で記されている。歌を詠唱する時に口誦が強く意味を持つ場において年号が用いられた可能性を見るべきであろう。このように考えれば、年号が7世紀木簡に現れないことも説明できる。

白雉・朱鳥はそれぞれ孝徳・天武朝において定められた年号であった。ただし、口誦を基本とするものであり、その使用に政治的強制力が付随するものではなかった。それゆえ事務行政の場では干支表記が並行して用いられた。年号使用の断続性の理由はここに求められる。祥瑞を重視しそれを政治的に利用することに意味を見出した孝徳と天武において年号が採用され、年号を通じて当代を正当化する狙いがあったのであろう。これと対照的に年号を定めた記録がない斉明・天智紀に祥瑞記事は見当たらないのである。

3 7世紀年号の意義と限界

大化年号が7世紀における追号であること、白雉・朱鳥が孝徳朝と天武朝において祥瑞を強

調する一つ的手段として採用されたことを述べた。残された課題として、大化追号の時期、最初の年号たる白雉年号の意義について、7世紀年号を統合的に俯瞰しながら論じる。

まず大化追号について考えると、そもそも孝徳朝に対して年号を追号することの意味は那邊にあるのかという点に帰着する。斉明・天智は孝徳と決別する行動を孝徳朝晩年に取りっており、追号を行なう蓋然性はかなり低い。以後の天武皇統において孝徳は忘却された存在であった。そうすると残された時期は孝徳朝しかない。

孝徳朝において追号を実施する契機として注目されるのは、白雉年号を定めた時である。そもそも最初の年号制定は即位時にかかるとは限らない。前述のように、武帝は即位二十七年にして初めて元に号を付して元鼎三年とし、それ以前の元にも号を追した。新羅においても即位から年号を定めるまで間があり、各王の人格的支配が確立した時に年号を定めた可能性を想定した。これらに鑑みれば孝徳も在位中に白雉という年号を定め、その際に初元（645 - 649）を「大化」と名づけたと理解するのがもっとも整合的に解釈できる。そして追号ゆえに初元を祥瑞年号として名づけることが困難であり、吉祥句を採用せざるを得なかったのである。大化年号が非口誦的であることもこれと関わりと推測できる。

かかる大化の語義について考えると、「化」は王化である。王化とはいうまでもなく王の徳が及ぶ範囲を指し示すことばである。君主の徳治の範囲を化内、その及ばない地域を化外とすることによって世界を区分する観念であり、天下の世界観とも強く関わる。それは王の支配領域を化内、それ以外の地域を化外として区別し、かつ王の徳の広まりによって支配領域も拡大可能とし、支配領域の膨張を理念的に保証する観念である。日本古代においては限定的な実効的支配空間が天下として把握されたが、⁽⁴³⁾それは化内と置換可能である。7世紀半ばに最初の年号として「大化」を設定するにあたって、「治天下」を君主の時間的支配の表象として変換したのであり、倭王権の支配を正当化する観念として連動したといえる。

日本古代において最初の年号である大化は、王の徳治を空間的に表象している。そこで問題となるのが、これが明らかに時間的支配という思考からずれていることである。この点は前漢や新羅において最初に定められた年号である建元と比較すればその違いが鮮明になる。前述のように建元とは元号を建てることを意味するものであり、時間的支配の始まりを宣言している。王朝の最初の年号はその時間的始まりを強調するものであった。年号は君主の時間的支配を具体的に示すものなのである。ところが、大化では時間的支配を示すべき年号において空間的支配を宣べるというある種の矛盾をきたしている。大化にそうした時間的観念を読み取ることは困難である。むしろ君主の徳治に基づく天下の空間的な確定化を示すものと把握すべきであろう。ここに当該期の倭国における理念的支配の限界を見て取ることができる。大化年号は倭王権による空間的支配を年号というかたちで説明しようとするものであった。

こうした意味を内在させる大化年号が追号された意義は、まさに孝徳朝だからこそ理解可能

である。その具体的な施策が評の設置である。『皇太神宮儀式帳』に「天下立評」等とあるように、孝徳朝、特に大化五年に全国に立評された。⁽⁴⁴⁾それは換言すれば、この時に中央集権的な領域支配へと着手したことを示している。評の成立は国家的領域支配の嚆矢として位置づけられるものであり、そうした政策を理念的な側面から名づけたのが「大化」という年号ではないだろうか。それが空間的支配を含意するものであり、時間的支配が視野に入っていないという点はまさにそうした7世紀中葉の倭国の政治状況と合致するものである。換言すれば、当該期の政策を象徴する語として領域支配の徳治を指し示す「大化」を指定したと考える。

次に白雉年号の意義について。孝徳朝において実施された白雉は口誦・儀礼的な場という限界がありながらも、王権が定めた最初の年号として重要な意義を有する。それは650年という時点において祥瑞を必要とした理由と密接に連動する。前年に阿倍内麻呂が死去し、蘇我倉山田石川麻呂が失脚している。改新を推進してきた主要構成メンバーがいなくなり、孝徳政権に動揺が走ったことは想像に難くない。相次ぐ大臣の死去によって低下した政権の求心力を回復させ、王権の権威を補完させるために祥瑞を創出して大々的な儀礼を挙行し、その一環として白雉年号の設定と大化年号の追号を同時に行なったのである。

こうした孝徳朝の年号制定においてその中心にいたと思しい人物が道登である。道登は白雉が献上された時に百濟君や僧旻とともに孝徳の諮問を受けている。孝徳政権において祥瑞をイデオロギー儀礼に引き上げたブレンとして評価されるべきであろう。その道登は宇治橋碑を建てた僧でもある。宇治橋断碑には「世有釈子、名曰道登。出自山尻惠満之家。大化二年丙午之歳、構立此橋」とある。碑の建立自体は「大化二年」に限定する必要はなく、追号以後の建碑と捉えればよい。ここでは宇治橋への道登の関与と碑における大化年号の使用に関係を確認できればよい。宇治橋の营造をめぐっては道昭卒伝に「乃山背國宇治橋。和尚之所創造者也」とあるが、⁽⁴⁵⁾架橋が一度であったとは限らないという指摘に従うべきであろう。⁽⁴⁶⁾

こうした白雉年号の経緯が、天武朝における朱鳥年号の設定にも影響したと考えられる。改元にあたる686年の情勢は、直前に天武の病状が悪化し皇后持統・皇太子草壁に政務を委託した直後であり、天武政権の不安定化があった。朱鳥年号もそれを承けて天武回復を願って実施されたという新川氏の指摘に従いたい。このように政権が不安定な状況に陥った時、それを打破するために君主を正当化する祥瑞を強調し、それを年号として共有させることでイデオロギー的な側面から安定化を図ったものと見なし得る。

散発的に定められた7世紀年号には限界があることも見ておかなければならない。それは「大化」が領域支配への指向性を前面に出して追された直截的な年号であり、当初は年号の本来の意味である君主の時間的支配が含意されていない。白雉・朱鳥は孝徳・天武の統治期間の途中において定められたことになり、それは君主の在位を正当化するものの、「大化」と同様にそこには時間的支配という思考はそれほど強くない。そのため継続的な年号の制定が要請され

るものではなく、制度としての定着は見なかったということができる。それゆえに断続的な出現に止まったものであろう。

そもそも文書行政が確立していない7世紀段階においては、君主号や国号と同様に年号も書く機会自体に限られる。その数少ない機会のひとつである木簡に全く出てこないということは、年号が支配者と民衆をつなぐ支配システムの中で用いられた可能性は限りなく少ないことになる。一般民衆はまず年号について知らなかったと見てよい。年号は支配におけるイデオロギー的な要素を多く含むものであり、支配の現場における表記のレベルとはひとまず切り離して考える必要がある。7世紀は文字を活用した支配の合理化が進展する時期であるが、一方でそのイデオロギーが民衆にまで貫徹し得なかったものとして評価する方がよいであろう。

要するに一次資料から用例が確認できないという点に憾みが残るが、それとて木簡という媒体において使用され難かったことを示すに止まるものであり、そこに表されないことが7世紀における年号不使用の決定的な否定の根拠にはならない。木簡に対して政治的モニュメントとしての性質を強く持つ石碑においては異なる傾向を示す。新羅においても石碑に「大昌」の年号が表れることや、いささか特殊な例になるが那須国造碑に「永昌元年」の年号があることもそうした観点に立って考えるべきであろう。宇治橋断碑もこの延長線上に理解することができる。干支年と年号はそれぞれ異なる位相に存在していたといえる。

Ⅲ 当代の更新

王権の時間的支配という視点に立つ時、「建元」であることが明記されている大宝年号の制定⁽⁴⁷⁾がその確立であることは疑いない。ところが7世紀年号は断続的に設定されるに止まり、しかも口誦という限定性をもつ。そのため古代天皇制が継続的な時間的支配としての年号制を成立させる歴史的前提は別に求めなければならない。本節ではひとまず年号から離れてこの問題を考えることにする。

最初に年号を導入した孝徳朝におけるその限界を示す記事がある。

⑧『日本書紀』齊明即位前紀

改元，四年六月，讓位於天萬豐日天皇，稱天豐財重日足姬天皇，曰皇祖母尊。天萬豐日天皇，後五年十月崩。

右の記事は称元制に基いて年次を記している。ここで注目したいのは、孝徳の崩年を「後五年」とすることである。これが『漢書』文帝紀などの影響であることはこれまでも多々指摘されており、第一節でふれた称元紀年のリセットにあたる。ここで留意しなければならないのは、白雉進献があった650年を元年とすることは確認できるものの、そこに白雉（あるいは白鳳）の年号が記されていないことである。前述の通り白雉年号は使用される場がきわめて制限されるものであり、白雉年号が記されていないことは問題としない。ここではそれとは別の論理で称

元紀年を用いていることを確認しておく。

それは年号と称元紀年が別々に使用されていたことを意味する。さらにいうなれば、年号を伴わずとも称元紀年は機能しているものであり、斉明即位前紀の記事はそれを裏付ける史料として評価できる。第一節でふれた大井氏の定義を振り返ると、称元制において在位の途中で再び元年に更新する改元が施行され、その際に年号が付与されたということになる。すなわち、孝徳は年号使用の導入だけでなく、その前提として改元を実施しているのである。それ以前の君主において改元を行なったとされる王はいない。当該期における年号の限界性を念頭に置くならば、むしろ孝徳の画期性は改元の実行こそが強調されなければならない。

同様のことは新川氏も指摘しており、『日本書紀』では、同一人物の統治者が身位や治世の形態を変換する、あるいは、変換を期待する場合に用いられる」と述べている。年号と改元を区別すべきことはまさに従うべきであると考ええる。ただし、新川氏はあくまでも『書紀』の文脈において論じているため、事実として改元があったかという問題とは距離を置いているように見受けられる。また、7世紀年号の論理を追究しているため、結果として改元については年号設定の理由として説明されるに止まる。しかし、年号と称元（改元）は位相を異にする年次表現であり、かつ称元（改元）が年号よりも上の位相にあるため、年号設定の理由を改元で説明すべきではない。確かに7世紀において白雉・朱鳥など年号の設定は改元と連動するものがあるが、称元（改元）はひとまず年号と切り離して論じられるべきである。

さて、二つの称元紀年として容易に想起できるのが天智の紀年であろう。『日本書紀』には662年と668年をそれぞれ元年とする二つの称元紀年がある。従来は662年を称制紀年、668年を即位紀年として理解してきたが、筆者はむしろ662年にすでに治天下王として即位し、668年には治天下天皇として新たな君主位を創出したことを論じた。⁽⁴⁸⁾この考え方に基けば、662年に即位した天智は、668年に治世を更新し、その際に新たな君主号を定めたと見なすことができる。天智は年号を定めることはなかったが、当代の更新という点では前後の君主と同じ位相にあるといえる。

さらに、皇極・斉明（＝タカラ皇女）にも注目しなければならない。タカラ皇女は642年に即位し、645年に乙巳の変で日本史上最初の譲位を行なった。譲位後に「皇祖母」と呼ばれたタカラは、孝徳の死後の655年に重祚する。すなわちタカラは孝徳の在位を間にはさむという変則的な形をとっているが、642年と655年の二度の元年を経験している。一身のうちに二度の元年を有しているということは、655年の元年は当代の更新という意味合いを付与されているというべきであろう。

以上を称元制という観点から整理すると次のようになる。乙巳の変で蘇我入鹿は斃され皇極は譲位し、孝徳が即位して645年をその元年とした。しかし、649年に政権の要であった阿倍内麻呂が死去、蘇我石川麻呂も失脚して滅ぼされた。政権の弱体化を危惧した孝徳は、中国の

古典に則って王者の権威を示す白雉進献儀礼を挙行した。これを演出したのが道登を中心とする留学経験僧であった。儀礼は孝徳の御代を更新することで権力を活性化させることを狙ったものであり、称元も更新されて再び元年とされた。その元は白雉進献儀礼に因んで「シロキトリ」に類する語で口誦され、「白雉」や「白鳳」と記されることもあったが、称元紀年における所謂後元に当たるものと理解されていた。また、この時に初元に当たる645～649年の称元紀年に対しても、評制の施行など空間的支配を念頭に置いて「大化」と名付けられた。

654年に孝徳が死去すると、退位して「皇祖母」という地位にあったタカラ皇女が655年正月3日に重祚する。タカラは重祚によってその御代を再び元年から数えるようになるが、それを可能にしたのは孝徳による当代の更新であった。一身における二度の元年の実現は、ひとたび退位したタカラにおいて再度の称元を認めるものとしたのである。その点では重祚と当代の更新は親和性が高いといえる。

661年に斉明が死去すると、翌662年に中大兄が即位し、当年を元年とした。667年に近江遷都を敢行しその権力空間を整備した後、668年正月3日に改元して当年を改めて元年とした。この時は君主号を改め、君主位そのものをそれまでの治天下王から治天下天皇へとグレードアップさせた。ここにおいても王権支配と当代の更新はきわめて密接に連動していることが見て取れる。

そして671年に天智が死去し、672年の壬申の乱を経て、673年2月に天武が即位する。天武は686年6月に病に伏し、翌月に政務を皇后（持統）と皇太子草壁に委任する。こうした状況で7月20日に改元するが、天武の健康の回復を願っての当代の更新であり、その元はアカミトリと称された。しかし、改元の願いも空しく9月9日に天武は死去した。

このように7世紀後半を見通すと、孝徳・斉明・天智・天武はそれぞれ称元紀年における改元を実施していたことになる。年号の設定は断続的であるが、一方で称元紀年の改元は継続的に実施していたことになり、当該期の王権支配の時間的論理としては後者を重視すべきであろう。年号はその中で孝徳と天武が試行的に実行した取り組みとして理解すべきなのである。

なお、ここで補足しなければならないのが持統である。天武死後、皇太子草壁は即位しないまま689年に死去し、翌690年正月1日に持統が即位する。すなわち、本来ならば持統の称元紀年は690年が元年となるべきである。しかし、『日本書紀』の紀年は天武没の翌年の687年を元年としている。天智の先例を考えるならば二つの紀年があったということもいえなくもないが、687～689年は草壁が存命であることをふまえると、『日本書紀』の持統紀年は編纂時の史料操作と考えるべきであろう。すると、持統紀年は687年の一度のみということになり、孝徳～天武の積み重ねた改元実績と齟齬する。ただし、持統は文武に譲位した後には太上天皇となり、文武とともに君臨し続けた。すなわち、持統における当代の更新は天皇から太上天皇というかたちを取ったものと想定しておきたい。

孝徳から始まった当代における元年の更新は、王権が時間の数え方を左右できるという点において時間的支配への着手と評し得る。7世紀後半においてそれは称元制を通じて実現したのであり、年号はそれを荘厳化するためのひとつの手段の域を出るものではなかった。律令制において改元をさらに自在に行ない、新たな元への名づけが定着化した。それこそが年号制であり、律令年号制は天皇による時間への干渉であった。ここにおいてその時間的支配が確立するのである。

むすびにかえて — 「治天下」から「御宇」へ

7世紀半ばから王権による支配の刷新、あるいは權威の回復として発現した当代の更新は、持統太上天皇まで続く。そして、その次の文武において大きく変化する。それが大宝年号の建元である。これが大宝律令の制定と連動していることは、3月に対馬から金が貢じられ、「建元」と同時に新令によって官名・位号・服制を改め、8月に大宝律令の最終的な完成から時を経ずして貢金への褒賞が行われていることから明らかである。この貢金は詐偽であったことが後に発覚するが、大宝律令の施行にあわせて都合よく祥瑞建元を行っていることからしてもともと作為であった可能性が高い。おそらくはそれを知りながら大宝建元を強行したのであろう。詐偽発覚後も慶雲祥瑞出現まで改元しないことからそれは推測できる。そしてこれ以後、7世紀において当代の更新の一環として部分的に用いられるにすぎなかった年号は、絶えることなく使用されている。

律令国家成立による年号制に関わる統治の変化は、特に文書行政において表れる。儀制令公文条に「凡公文応記年、皆用年号」とあるように文書における年号使用を規定している。また木簡等においても、7世紀には文頭に書していた年記記載の位置について、令制において文末へと変更している。⁴⁹⁾文書行政が確立した律令官僚制において、文書に携わる官人は文書末に署名が要求されるが、そこで常に年号を目にすることで年号を視覚的に再確認するという効能を有していた。時間という目に見えない概念を業務上日常的に目にすることによって、年号を定めた天皇が時間的支配の主体であることが刷り込まれるようになっていったのである。

またそれだけではなく、時間的支配の観念は天下的世界観にも影響を及ぼしたと考える。特に顕著なのが天皇の称号上の変化である。公式令詔書式条に規定されている天皇の称号は明神御宇日本天皇／明神御宇天皇／明神御大八州天皇の三種である。そもそも6世紀以来の君主の称号は治天下王であった。これが7世紀後半、天智朝に天皇号が用いられるようになり治天下天皇となったと述べたが、律令制下においてさらに御宇天皇として最終的な名称変化を遂げる。ここで着目すべきは治天下から御宇という変化の意味である。

律令制の施行に伴って君主の名号であった「治天下」から「御宇」に変わったことは従来より指摘されていた。⁵⁰⁾そこで治天下から変わった御宇について考えるに、天下と対応する「宇」

が意味するところを追ってみる必要がある。8世紀の詔勅等の用例を比較してみると第3表のようになる。常套句的な漢語の言い換えであるが、それゆえにこれらの語が同義で捉えられていたことがわかる。これによると天下と同義の大八洲と「宇内」はほぼ同義として理解されている。そして、それと関連する意味語として「宇宙」に注目したい。「宇宙」については、『淮南子』齊俗訓に「往古來謂之宙，四方上下謂之宇」という記述がある。「宇」は空間、「宙」は時間を意味することになる。『淮南子』は『日本書紀』の典拠のひとつとして知られるが、特に神代紀の冒頭における世界の原初形態の叙述で参考にされているように、古代における世界認識に大きな影響を及ぼしていると思われ得る。「宇宙」とは時空全体を示すことばとして空間的な天下よりもレベルの高い認識を包含している語なのである。

それと同時に「宇宙」は当時の地方官人レベルにもなじみの深い語であった。習書木簡として頻出する『千字文』の冒頭は「天地玄黄，宇宙洪荒」とあり、「宇宙」が当時文書行政に携わっていた識字層によく知られていたであろうことは想像に難くない。この他、『日本書紀』におい

第3表 詔勅の自称に見る空間表象

文武元	697	現御神止大八嶋國所知天皇
慶雲4	707	現神八洲御宇倭根子天皇詔旨勅命
和銅元	708	現神御宇倭根子天皇詔旨勅命
神龜元	724	現神大八洲所知倭根子天皇詔旨
天平元	729	現神御宇倭根子天皇詔旨勅命
天平元	729	天皇大命
天平15	743	天皇大命
天平勝宝元	749	現神止御宇倭根子天皇可御命
天平宝字元	757	明神大八洲所知倭根子天皇大命
天平宝字2	758	現神御宇天皇詔旨
天平宝字2	758	明神大八洲所知天皇詔旨
天平宝字3	759	現神大八洲所知倭根子天皇詔旨
天平神護元	764	天皇何大御命
神護景雲元	767	日本國尔坐天大八洲國照給比治給布倭根子天皇我御命
神護景雲3	769	現神止大八洲國所知倭根子挂畏天皇大命
神護景雲3	769	天皇良我御命
神護景雲3	769	天皇我御命
宝龜元	770	天皇我詔旨勅命
宝龜元	770	現神大八洲所知倭根子天皇詔旨
宝龜2	771	明神御大八洲養徳根子天皇詔旨勅命
宝龜3	772	天皇御命
宝龜3	772	天皇御命
宝龜4	773	明神大八洲所知須和根子天皇詔旨勅命
宝龜7	776	天皇我大命
宝龜8	777	現神止大八洲國所知須天皇大命
天応元	781	天皇大命
天応元	781	天皇勅命
天応元	781	明神止大八洲所知天皇詔旨

でも三例を確認することができる。⁽⁵¹⁾

このように御宇とは本来的には「御宇宙」の略記であり、空間的な意味合いが強い宇内はこれに準ずるものとして用いられたと考える。支配客体を指すものとして一義的には空間の意味が強い天下から時間・空間両方を指し示す宇宙へと変化したことは、イデオロギー面において大きな意味をもつ。大化年号が領域的な意味が強いことを指摘したように7世紀においては空間的支配への指向性をとるようになるものの、時間的支配に対してはいまだ未成熟であった。律令国家成立において年号が制度として確立し、かつ君主の称号も空間的な「治天下」から時空の総称としての「御宇」へ展開した。このことは王権・国家の支配対象に対する認識において時間という理念的要素が導入されたことを示す。ここにおいて天皇は時空を主宰する神に等しい存在となり得たのである。それは個人的資質によって神に斉しいと見なされた天武の時代から、天皇位そのものを神格化するという方向へ進展したことを意味する。そうであるからこそ君主号において「現神」「明神」という表記が天皇の称号の一環として成立し得たといえる。

なお、当代の更新に関して代替わりにおける臣下の地位保全の問題について付言しておく。吉村武彦氏が明らかにしたように、律令制以前における王位継承時の群臣による奉戴と王の地位承認行為という相互関係の存在は、⁽⁵²⁾両者の君臣関係が王の代という時間的な枠によってカテゴライズされていたことを示している。君主の死によって御代という時間的カテゴリーが変わり、前王に関わっていた全てが次の王との関係を作り直さなければならなかった。これに対して律令制下では代替わりに関わらず官人の帯する官職は維持されるように、天皇との関係はその死によってリセットされなくなる。一見すると王権の権力の後退のようにも見えるが、むしろ王個々人に関わらない天皇制という機構的枠組みで君臣関係が貫徹されるようになったと位置づけるべきであろう。王の人格的資質という個人の能力に制約される要素の占める比重を減らすことによって、より安定的な支配の状態を恒常化しようとする指向性の一端として位置づけるべきである。

ただし律令制下の時間的支配にも限界があったことを認めなければならない。時空両方を意味する宇宙と空間を指す宇内は用例上互換性が強い。これは7世紀までの空間支配としての「治天下」認識に引きずられているものであり、律令制下において時空支配の意識が定着していたとはいいがたい。そもそも『日本書紀』の古訓として「宇宙」にアメノシタという訓がふられていることも、⁽⁵³⁾かかる思惟の基層には旧来の空間的認識があったことを露呈している。その意味では年号制導入によっても時間的支配という要素がいまだ定着したものであったわけではないことを確認して擲筆する。

注

- (1) 藤内清「紀元制の歴史」(鈴木武樹編『元号を考える』現代評論社, 1977)。
- (2) 紀年が六年を数えたら元年に戻るという繰り返しは武帝に顕著であるが、景帝も中六年の翌年は後元年に戻している。景帝は後三年に死去するため後元が六年に及ぶことはなかったが、一元六年の制度は景帝まで遡る可能性がある。
- (3) これによると四元にあたる元朔について論及していない。藤田至善氏は「三元」を「四元」の誤りとして、元朔の制定の契機は対匈奴関係における朔方郡の設置を挙げている(藤田至善「史記漢書の一考察－漢代年号制定の時期に就いて－」『東洋史研究』1-5, 1936)。そうであるとすれば、朔方郡の設置は祥瑞とは無関係であるために奏言からは意図的に外されたものである可能性を指摘できよう。
- (4) 大井剛「年号論」(『アジアのなかの日本史』V, 東京大学出版会, 1993)。
- (5) 一元を定数年に定める根拠について、藤田至善氏は不明としながらも五行思想の影響を指摘している。藤田至善前掲注(3)論文参照。
- (6) なお王朝を開いた時の元号に着目しても、西晋の泰始、宋の永初、陳の永定なども王朝の永続性を含意してその始まりであることを時間的に象徴させるものとして捉えることができる。
- (7) 藤田亮策「朝鮮の年号と紀年」(『朝鮮学論考』藤田先生記念事業会, 1963, 初出1958)。
- (8) 後三国時代以降の年号制については、今西龍「朝鮮半島国の年号冊事大主義一斑」(『高麗及李朝史研究』国書刊行会, 1974, 初出1910), 同「正豊峻豊等の年号」(同書, 初出1911), 「高麗の年号「光徳」年代」(同書, 初出1912), 「光徳年代考補」(同書, 初出1912)等を参照。
- (9) 井上秀雄「朝鮮の元号」(鈴木武樹編『元号を考える』現代評論社, 1977)。
- (10) 田中俊明「高句麗の金石文」(『朝鮮史研究会論文集』18, 1981)。
- (11) 大井剛前掲注(4)論文。
- (12) 井上秀雄前掲注(9)論文。
- (13) 田中俊明前掲注(10)論文。
- (14) 濱田耕策「百濟紀年考」(『史淵』142, 2005)。
- (15) 『三国史記』智証麻立干四年十月条。
- (16) 『三国史記』智証麻立干十五年条。
- (17) 『三国史記』法興王七年正月条。武田幸男氏によると当条は「律令」の内容は、「百官の公服・朱紫の秩」に関する規定に他ならないと指摘されている(「新羅・法興王代の律令と衣冠制」, 朝鮮史研究会編『古代朝鮮と日本』龍溪書舎, 1974)。
- (18) 武田幸男「新羅骨品制の再検討」(『東洋文化研究所紀要』67, 1975)。
- (19) 所功「大宝以前の公年号」(『年号の歴史〈増補版〉』雄山閣, 1996, 初出1978)。
- (20) 佐藤宗諱「年号制成立に関する覚書」(『日本史研究』100, 1968)。
- (21) 森田嘉一郎「宇治橋造橋碑」(『上代金石文叢考』河原書店, 1949)。
- (22) 田中卓「年号の成立」(『律令制の諸問題』国書刊行会, 1986, 初出1977)。
- (23) 新川登亀男「「大化」「白雉」「朱鳥」年号の成り立ち」(『史料としての『日本書紀』』勉誠出版, 2011)。
以下、新川氏の引用はこれに拠る。
- (24) 伴信友「年号の論」(『伴信友全集』4, 国書刊行会, 1909)。なおこの点について、重松明久氏は同じ年号をくり返し用いるとして批判している(重松明久「白鳳時代の年号の復元的研究」『日本歴史』319, 1974)。
- (25) 原秀三郎「二つの大化年号と孝徳大化の虚構性」(『日本古代国家史研究』東京大学出版会, 1980)。
- (26) 石上英一「大化改新論」(『律令国家と社会構造』名著刊行会, 1996, 初出1994)。
- (27) 原氏は持続大化について、徳治が遠くまで及んだことによって醴泉が出現したことを意味すると解釈される。しかし、祥瑞年号とは祥瑞名をそのまま年号とするものであり祥瑞出現の理由について表すものではない。醴泉の出現を制定の契機とする年号は他に養老を挙げることができるが、符瑞書に「醴泉者美泉, 可以養老。蓋水之精」とあるのに基づいており、養老とは醴泉の効能によってそれを象徴させた

- 語である。これらに鑑みると大化という年号は醴泉出現を根拠としたものではないと断じてよい。
- (28) たとえば『法隆寺伽藍縁起并流記資財帳』（749 成立）にも大化年号を使用する箇所があるが、『日本書紀』成立以後でありその知識が入り込んでいる可能性が高いため考察からは除外する。
- (29) 『古代の碑』（国立歴史民俗博物館、1997）。これに対して、直木孝次郎氏は「尺度論には再考の余地がある」と述べる（『難波長柄豊碕宮と木簡』『東アジアの古代文化』103, 2000）が、その根拠は示されていない。
- (30) 坂本太郎『大化改新の研究』（至文堂、1938）。
- (31) その他、漢籍における「大化」の用例については、所功前掲注（19）論、文米田雄介編『歴代天皇・年号事典』（吉川弘文館、2003）参照。
- (32) 坂本太郎「白鳳朱雀年号考」（『日本古代史の基礎的研究』下、東京大学出版会、1964、初出1928）。
- (33) 佐藤宗諄前掲注（20）論文。
- (34) 佐藤宗諄前掲注（20）論文。
- (35) 治部省式については、東野治之「飛鳥奈良朝の祥瑞災異思想」（『日本歴史』259, 1969）、福原栄太郎「祥瑞考」（『ヒストリア』65, 1974）、水口幹記「延喜治部省式祥瑞条の構成」（『日本古代漢籍受容の史的研究』汲古書院、2005、初出1998）、同「延喜治部省式の成立過程」（同書所収、初出1997）等参照。
- (36) 『続日本紀』神龜元年二月甲午条に「去年九月天地貺大瑞物顯來_禮」、宝龜元年十月己丑朔条に「今年八月五日肥後國葦北郡人日奉部廣主賣獻白龜、又同月十七日同國益城郡人山稻主獻白龜。此則並合大瑞。故天地貺大瑞者受被賜歡受被賜可貴物_礼在。是以改神護景雲四年爲寶龜元年」とする。
- (37) 水口幹記「表象としての〈白雉進獻〉」（前掲注（35）書所収）。
- (38) 豊田裕章「藤原京の宮域と周制の王城（國）との関わりについて」（『古代文化』59-2, 2007）。
- (39) 若月義小「アシハセ・爾慎考」（『弘前大学國史研究』107, 1999）。
- (40) 拙稿『『晋書』に見る魏と倭の関係』（『ヒストリア』233, 2012）。
- (41) 佐藤宗諄「紀年木簡と年号」（『東アジアの古代文化』104, 2000）。
- (42) 坂本太郎前掲注（32）論文。
- (43) 拙稿「倭国における「天下」観念」（『日本古代君主号の研究』八木書店、2015）。
- (44) 鎌田元一「評の成立と国造」（『律令公民制の研究』塙書房、2001、初出1977）。
- (45) 『続日本紀』文武4年3月己未条。
- (46) 所功前掲注（19）論文。
- (47) 『続日本紀』大宝元年3月甲午条に「建元爲大寶元年」とある。
- (48) 拙稿「天智「称制」考」（注（43）前掲書、初出2005）。
- (49) 岸俊男「木簡と大宝令」（『日本古代文物の研究』塙書房、1988、初出1980）。
- (50) 市川寛「御字」用字考」（『國語国文』3-6, 1933）。なお、「御」字が日本古代においては天皇に関する用法に限定されるという指摘も念頭に置くべきであろう。吉野政治「六国史における「御」という字の動詞用法について」（『同志社国文学』14, 1979）参照。
- (51) 神代紀上第5段本文、継体元年三月庚申朔条、安閑二年正月壬子条。付言しておく『日本書紀』に「字内」の用例はない。
- (52) 吉村武彦「王位継承と群臣」（『日本古代の社会と国家』岩波書店、1996、初出1989）。
- (53) 川上峰恵子「御宇」の訓について」（『玉藻』7, 1971）。

Beginning of the Era Name System and Ancient Emperor System in Japan

KŌCHI Haruhito

The “era name” system in Japan started with the Taihō Era that began in 701 A.D. However, the *Nihon Shoki* or the *Chronicle of Japan* records the era names of Taika, Hakuchi, and Shuchō in the late seventh century. This contradiction leads the author to discuss how temporary era names in the late seventh century were transformed into a permanent era name system in the eighth century and how this transformation was related to emperor’s rule over Japan. The author’s discussion in this paper is from the standpoint of emperor’s rule of time.

In China where an era name system was adopted much earlier than Japan, the length of a single era was somewhat determined. Among the three kingdoms of ancient Korea, the attitudes toward era names varied. In Koguryo, the possibility existed that a single era name was assigned to the reign of a king. In Paekche, we do not have good evidence for an era name system. In Silla, an era name was decided after a king rose to power. In eighth century Japan, a new era name was adopted whenever an auspicious sign appeared. In the late seventh century new era names were adopted without continuity because the criteria for judging auspicious signs. The era name of Taika was adopted as a continuation from Hakuchi (650-655), rather than as a result of recognizing an auspicious sign. Both Hakuchi and Shuchō (686-697) were not continuations from the preceding eras. These two era names were meant to be orally transmitted, rather than recorded in writing. This is evident in contemporaneous wooden tablet inscriptions in which a year during the Hakuchi and Shuchō eras was designated according to Chinese calendrical system rather than to a Japanese era name of Hakuchi or Shuchō. These era names were adopted, when the central authority and imperial power became relatively weak, in order to give stimulus to the imperial power. It was a strategic policy uniquely adopted by Emperors Kōtoku and Tem’mu who considered auspiciousness important.

In addition, Emperors/Empress Kōtoku (r. 645-655), Saimei (r. 655-662), Tenchi (r. 662-672), and Tem’mu (r. 672-687) all changed era names in the middle of their reigns. The author would argue that this symbolizes that emperors became able to rule not only land but also “time.” To rule time by the means of deciding a new era name became firmly established under the *ritsuryō* code in the eighth century. Along with the beginning of the permanent era name system, the nature of the position of an emperor changed from a human king who only ruled the land to a heavenly emperor who ruled everything. This symbolized that an emperor in Japan became able to rule not only space but also time, a position equal to the god. This was also the establishment of ancient emperor system.

Keywords: Era name, emperor, ancient Japan.